**１　服　　務**

(1)　服務の根本基準 　　 　　（地公法第30条）

|  |
| --- |
| すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。 |

　(2)　服務上の義務

　　　　ア　服務の宣誓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地公法第31条）

　　　　イ　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務　　　　　　　　　　（地公法第32条）

　　　　ウ　信用失墜行為の禁止　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地公法第33条）

　　　　エ　秘密を守る義務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地公法第34条）

　　　　オ　職務に専念する義務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（地公法第35条）

　　　　カ　政治的行為の制限　　　　　　　　　 　 　（地公法第36条・教特法第18条）

　キ　争議行為等の禁止　　　　　　　　　　　　　　　　　 （地公法第37条）

　　　　ク　営利企業への従事等の制限　　　　　　　　　　　　　　　　　（地公法第38条）

**２　研　　修**

　(1)　教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（教特法第21条第１項）

　(2)　職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられ、その　　研修は、任命権者が行うものとする。 （地公法第39条第１項・第２項）

　(3)　教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

　 （教特法第22条第１項）

　(4)　教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。　 　　（教特法第22条第２項）

　(5)　教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受　　けることができる。 　　　 　（教特法第22条第３項）

　(6)　職員は、研修を受ける場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の　　承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 （職専条例第２条１号）

(7)　研修の承認を受けようとする教員は、あらかじめ研修承認申請書を校長に提出し、校長の承認を受けなければならない。なお、事後的な研修承認や口頭での研修承認は認められない。

（教員の研修の取扱い〔通知〕）